

健康食品の落とし穴



健康食品事例から見る消費者団体訴訟制度とは？

暮らしの中における契約のトラブルってなに？

本当に怖い、健康食品の落とし穴とは・・・。

健康食品って効果があるの？健康食品の広告って信用できるの？という視点から実際の被害事例を基に信頼できる情報は何か、楽しく学びましょう。また、健康食品に関する裁判がどんな判決になったのか、知りたくありませんか？あの注目された裁判の行方についても解説いたします。

プログラム

参加無料・事前申込不要

【第1部】

- (1) 基調報告・震災関連(最新の消費者被害)と健康食品に関する消費者トラブル
前国民生活センター理事長・京都消費者契約ネットワーク理事長
弁護士 野々山 宏 氏
- (2) 活動報告・健康食品に関する差止請求訴訟
京都消費者契約ネットワーク専門委員 弁護士 増田 朋記 氏
- (3) 活動報告・健康食品に関する行政処分後の特定適格消費者団体の取組
特定適格消費者団体 消費者支援機構関西 検討委員

【第2部】

- ◇ 司法書士・消費生活相談員、消費者から見た適格消費者団体の活動とは？
- ◇ クイズで考えよう！泣き寝入りせえへん方法
どの回答者の答えが正解？正解者を当てましょう。(全問正解者にプレゼントあります。)

会場：京都司法書士会館3階(京都市)

日時：2019年2月3日(日) 午後1時～3時30分 (開場12時)

定員50名(先着順)

主催：京都府 後援：京都市

実施・運営：内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

申込方法・お問い合わせ等はこのチラシの裏側に記載しております。



シンポジウム

“健康食品の落とし穴”

～健康食品事例から見る消費者団体訴訟制度とは～

- 参加申込み不要 先着順(多数の場合、お断りすることもあります。)
- 会場へのアクセス
 - ◆ 京都市会場：京都司法書士会館 3階大会議室



京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目 232 番地の 1

- ・ 京都市営地下鉄烏丸線丸太町駅下車 徒歩 7 分
- ・ 京阪鉄道新宮丸太町駅下車 徒歩 7 分

主催：京都府 後援：京都市

【お問い合わせ先】(実施・運営)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク(KCCN) 事務局



〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地 ヒロセビル 4 階

TEL:075-211-5920

FAX:075-746-5207

E-Mail: mail@kccn.jp